

第5回
松江市土地利用制度の見直しに係る
税のあり方検討委員会

日時：令和8年3月12日（木）
午後3時から
会場：松江市役所 防災センター

1. 第4回検討委員会の振り返り
2. 前回検討委員会の質問に対する回答
3. 検討委員会報告書（案）
4. その他

1. 第4回検討委員会の振り返り

1. 第4回検討委員会の振り返り

●第4回検討委員会（令和7年11月4日開催）

- 都市計画事業と都市計画税の関連性の説明
- 代替財源についての検討

委員意見等

- ・ 固定資産税での補填は公平性の観点から理解するが緩和措置が必要
- ・ 固定資産税を代替財源とするのが一般市民の感覚で公平性が保てる
- ・ 様々な利害関係はあるが、固定資産税を代替財源とするのが妥当
- ・ 税負担増の部分については、政策展開での対応がよい
- ・ 線引き制度廃止後のまちづくりをどのような財源で経営していくのかという観点も必要ではないか
- ・ 固定資産税を代替財源とすれば負担増となるが、業種別・企業別でメリットが見える形になれば、理解を得られるのではないか
- ・ 固定資産税を代替財源とすると、線引き制度の廃止と全く関係の無い地域の税負担増が果たしてよいのか

会長まとめ

- ・ 代替財源を固定資産税とする方向性の意見が多かった
- ・ 経過措置等を十分考慮する必要があるとの意見も多かった
- ・ これまでの議論を整理し、次回の第5回で「検討委員会報告書（案）」の形で提示し、委員の皆様にご検討をお願いする

2. 前回検討委員会の質問に対する回答

2. 前回検討委員会の質問・意見に対する回答

【線引き制度廃止による市街化農地の税収減収分試算】

税率 (%)	影響税額 (千円)
1.400	▲78,278
1.425	▲78,261
1.450	▲78,243
1.475	▲78,225
1.500	▲78,208
1.525	▲78,190
1.550	▲78,172
1.575	▲78,155
1.600	▲78,137

※現行年税額との比較

市街化農地の面積が小さく（約113ha）、また一般農地の課税標準額は低いため、市街化農地が一般農地になった場合には、税率を引上げても、税額への影響は少ない。

2. 前回検討委員会の質問・意見に対する回答

【昭和57年の都市計画税の税率増加の経緯】

昭和56年12月議会で松江市税賦課徴収条例の一部改正と併せ、松江市都市計画税条例の一部改正を行った。

【理由】

都市計画街路事業、公共下水道事業の事業量が年々増大し、それに要する事業費の財源が必要となったため、税率の引上げを行ったもの

※都市計画税率の引上げに併せ、固定資産税率を標準税率に引下げている（1.5%→1.4%）

3. 検討委員会報告書（案）